

平成 18 年度直島町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び直島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年直島町条例第 6 号）第 4 条の規定に基づき、平成 18 年度の直島町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成 19 年 9 月 28 日

直島町長 濱 田 孝 夫

職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第 15 条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。

職員数については、総務省が平成 17 年 3 月に策定した「地方公共団体の行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、平成 22 年 4 月 1 日における数値目標を掲げた定員適正化計画を策定しています。

1 職員の任免

（1）職員の任免状況（平成 18 年度、単位：人）

区分	採用	退職		
		定年	勸奨	自己都合 その他
一般行政職	1	1		1
医療職	7			4
技能労務職				
計	8	1		5

（2）採用試験の実施状況（平成 18 年度）

種類	区分	内容	職種等	実施状況
競争試験	上級（大学卒程度）	1 次試験 筆記試験 2 次試験 口述試験 適性検査 身体検査	一般行政事務	本年度は、上級、中級、 初級実施
	中級（短大卒程度）			
	初級（高校卒程度）			
選考		口述試験 適性検査 身体検査	看護師 保健師	本年度は、看護師実施

（注）競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいい、選考とは特定の者が特定の職につく適格性を有するかどうかを確認する方法をいう。

2 職員数

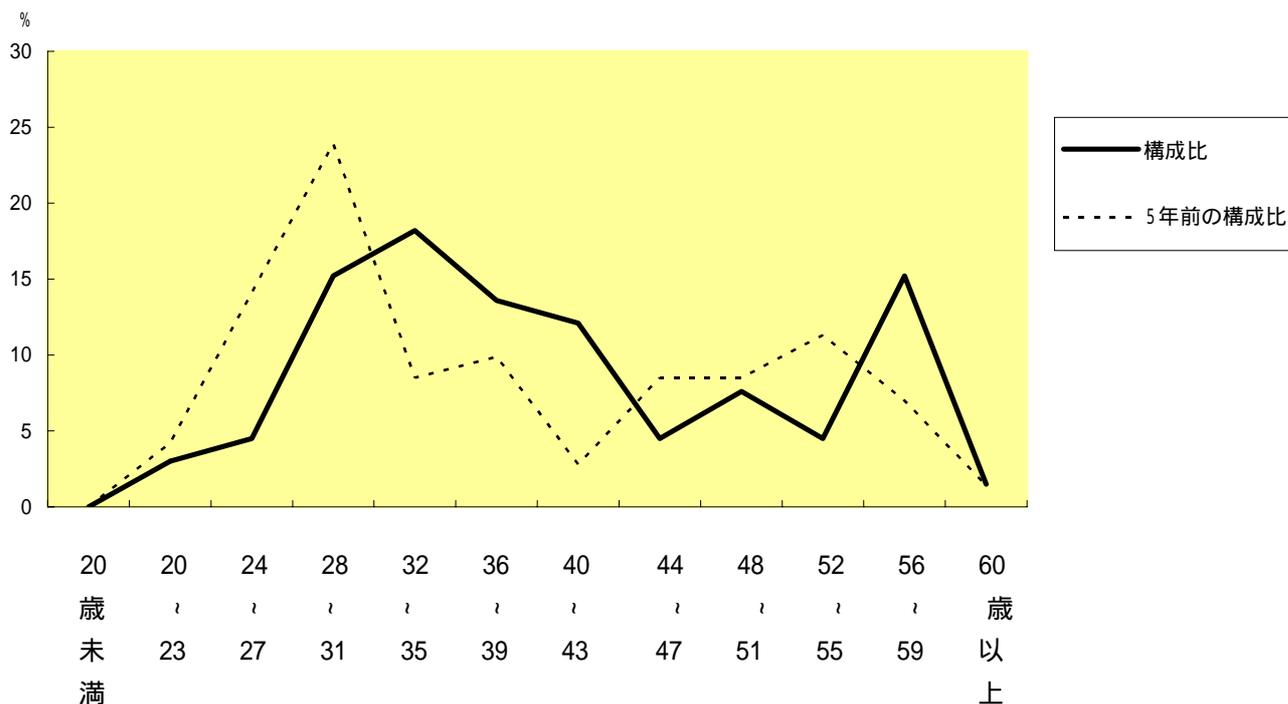
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在、単位:人)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成18年	平成17年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	欠員不補充に対する補充 退職による減員 観光事業等の増加に伴う増員
		議 会 議 事 課	13	12	1	
		議 会 議 事 課	3	3	0	
		議 会 議 事 課	8	11	3	
		議 会 議 事 課	18	18	0	
議 会 議 事 課		1	1	0		
議 会 議 事 課		2	1	1		
議 会 議 事 課		4	4	0		
	計	50	51	1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 14.46 人 (類似団体の1,000人当たり職員数 15.85 人)	
	教育部門	9	9	0		
	小 計	59	60	1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 17.06 人 (類似団体の1,000人当たり職員数 19.18 人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門		水 道	3	3	0	下水道事業の減少に伴う減員
		水 道	1	2	1	
		水 道	3	3	0	
	小 計	7	8	1		
合 計			66 []	68 []	2 []	<参考> 人口1,000人当たり職員数 19.08 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成18年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	3人	10人	12人	9人	8人	3人	5人	3人	10人	1人	66人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日~平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
68人	65人	3人	4.4%

(うち公営企業職員の状況)

部門	平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
水道事業	3人	3人	0人	0%

(参考) 一般行政職における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	49名

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在、単位：人）

区 分		平成17年 計画始期	平成18年 1年目	平成19年 2年目	平成20年 3年目	平成21年 4年目	平成22年 5年目	17年～18年 計	（参考） 数値目標
一般行政	職員数	51	50	50	50	50	49	-	49
	増 減		1	0	0	0	1	1（98.0%）	
教 育	職員数	9	9	8	9	9	9	-	9
	増 減		0	1	1	0	0	0（100.0%）	
公営企業 等 会 計	職員数	8	7	7	7	7	7	-	7
	増 減		1	0	0	0	0	1（100.0%）	
計	職員数	68	66	65	66	66	65	-	65
	増 減		2	1	1	0	1	2（98.5%）	

（注）1 計画期間は、平成17年～平成22年の5年間である。

2 （ % ）内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

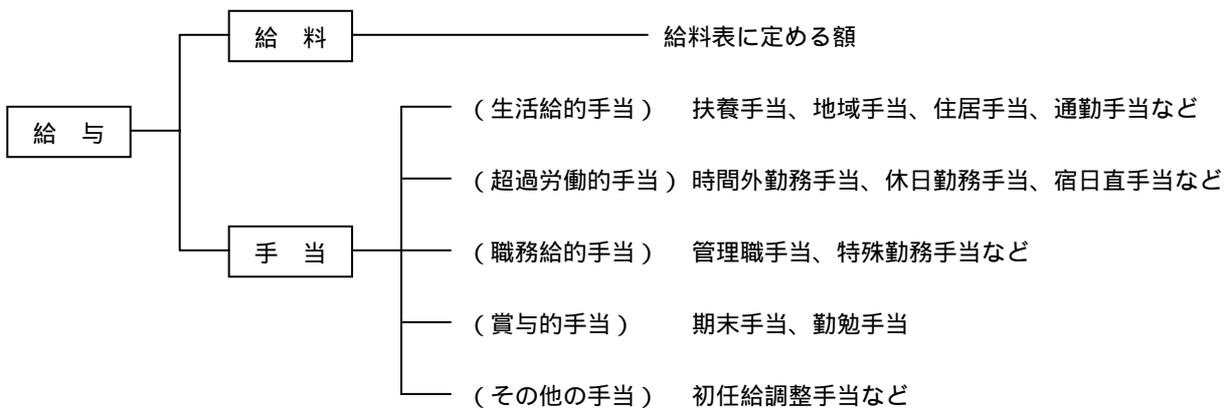
3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

職員の給与に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に
 応ずるものでなければなりません（地方公務員法第24条第3項、第6項、第1項）。

平成18年度においては、国及び県の給与改定等の状況を考慮して、給与構造の見直し等を行いました。

（参考）職員の給与体系



1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 平成17年度の 人件費率
平成 18年度	人 3,456	千円 3,667,862	千円 96,442	千円 565,454	% 15.4	% 15.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与 千円 (平成17年度)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 18年度	人 57	千円 213,265	千円 64,129	千円 84,488	千円 361,882	千円 6,349	千円 5,674 (平成17年度)

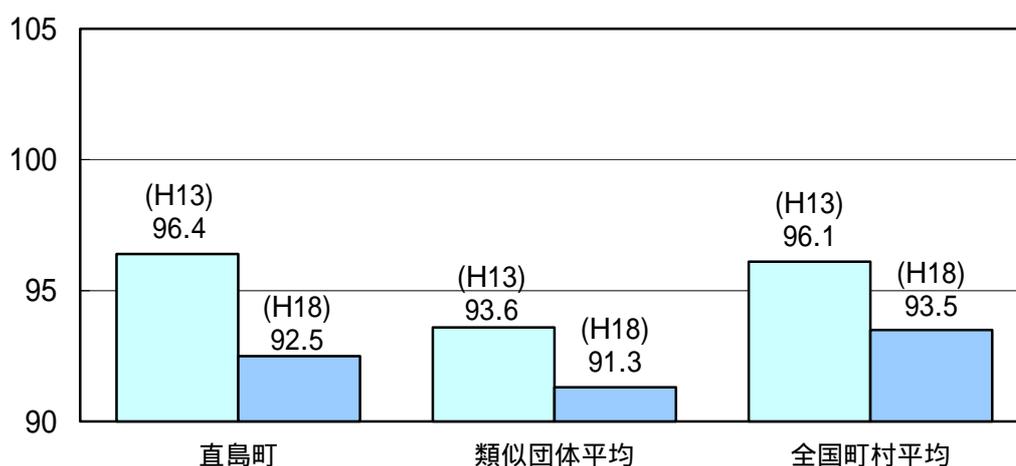
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

特になし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
直島町	41.6 歳	319,300 円	416,442 円	335,863 円
香川県	43.2 歳	349,231 円	400,849 円	369,969 円
国	40.4 歳	328,477 円		381,212 円
類似団体	42.9 歳	322,081 円	361,118 円	351,040 円

教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
直島町	43.9 歳	317,000 円	341,767 円
香川県	44.7 歳	392,749 円	435,592 円
類似団体	40.3 歳	294,439 円	310,094 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 18 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区 分		直 島 町	香 川 県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	165,094 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	134,248 円	138,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	220,400 円	260,500 円	331,000 円
	高校卒	189,800 円	228,300 円	272,600 円

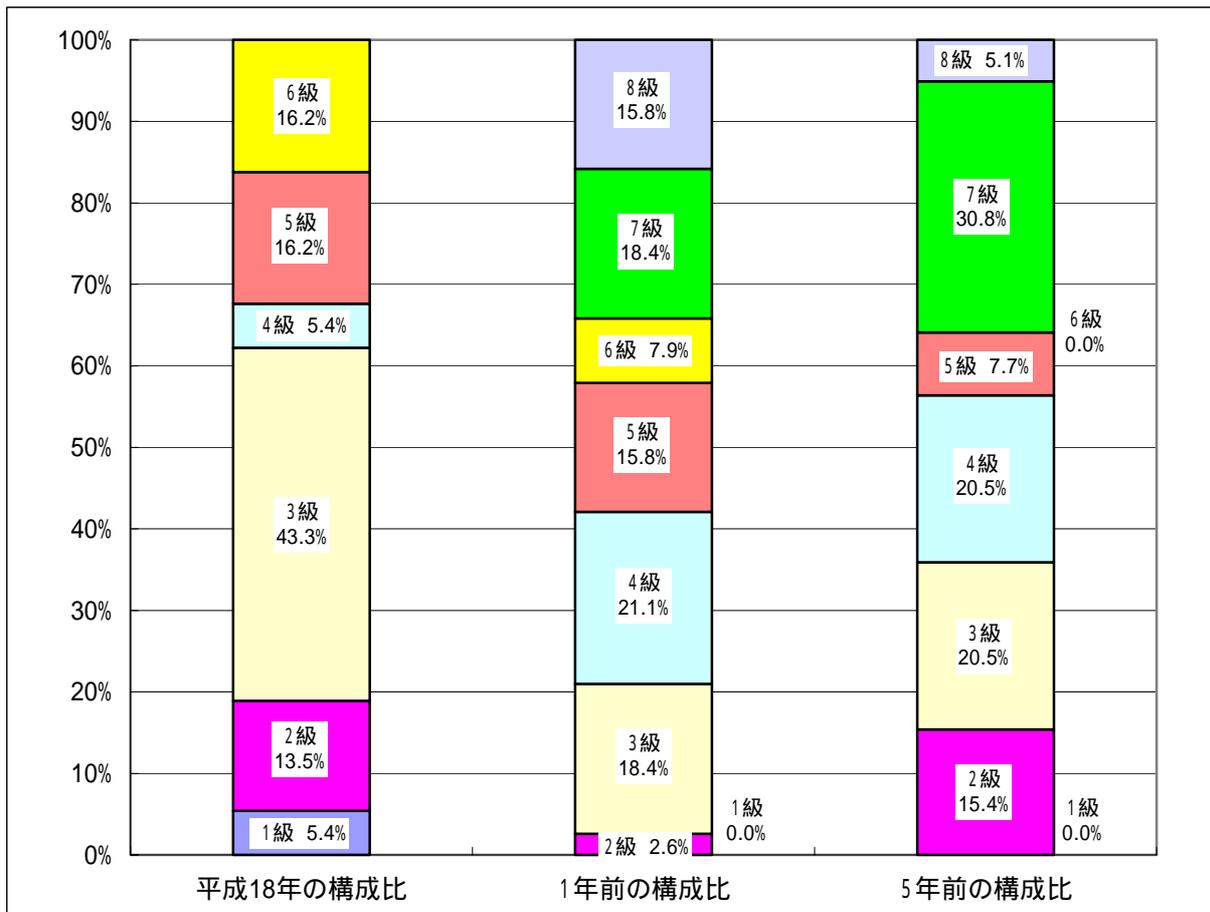
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師、保健師、看護師、 保育士、教諭	2 人	5.4 %
2 級	主任主事、主任技師、保健師、 看護師、保育士、教諭	5 人	13.5 %
3 級	係長、主任保健師、主任看護師、 副園長、主任保育士、主任教諭	16 人	43.3 %
4 級	課長補佐、室長補佐、次長補佐、 園長、副園長、主任保育士、 主任教諭	2 人	5.4 %
5 級	課長、局長、室長、次長、事務長、 主幹、園長、課長補佐、室長補佐、 次長補佐	6 人	16.2 %
6 級	課長、局長、室長、次長、事務長	6 人	16.2 %

(注) 1 直島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 18 年に 8 級制から 6 級制に変更している。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合)

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
平成 18年度	職 員 数 A	人 -
	普通昇給期間（12～24月）を 短縮して昇給した職員数 B	人 -
	比 率 B / A	% -
平成 17年度	職 員 数 A	人 67
	普通昇給期間（12～24月）を 短縮して昇給した職員数 B	人 3
	比 率 B / A	% 4.5

（注）平成18年度から昇給時期が年に1度となっているため、平成18年度の昇給期間短縮はない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

直 島 町	香 川 県	国
1人当たり平均支給額 (平成18年度) 1,461千円	1人当たり平均支給額 (平成18年度) 1,872千円	
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成18年4月1日現在）

直 島 町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	527千円	26,739千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)		1,201 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		600,278 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	15 %	2 人	11 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
医師	15 %	15 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)		3,657 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		365,670 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)		17.5 %	
手当の種類(手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	伝染病が発生し、または発生するおそれがある場合において、伝染病患者もしくは伝染病の疑いのある患者の救護ならびに伝染病菌の附着した物件もしくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、または伝染病菌を有する家畜もしくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した職員	1件当たり500円以内で町長が定める額
環境衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当	技能労務職	下排水路の清掃業務及び不快感を伴う作業に従事した職員	作業1日当たり600円以内で町長が定める額
行旅死病人の収容、保護に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	行旅死病人の収容、保護に直接従事した職員	行旅死亡人 1件当たり3,000円 行旅病人 1件当たり1,000円
夜間看護等業務に従事する職員の特殊勤務手当	看護保健職	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等業務に従事した職員	深夜の全部を含む勤務 1回当たり6,200円 2時間未満 1回当たり2,000円 2時間以上4時間未満 1回当たり2,900円 4時間以上 1回当たり3,300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	23,959 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度）	420 千円
支給実績（平成17年度決算）	21,469 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度）	370 千円

(6) その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成18年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成18年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで 6,000円 扶養親族でない配偶者がある場合1人 6,500円 配偶者がいない場合 1人 11,000円 その他の扶養親族 各5,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 各5,000円加算	同		千円 5,841	円 216,333
住居手当	自宅居住者 2,500円（新築又は購入後5年間） 借家、借間居住者 家賃 - 基礎控除額 12,000円（支給限度額27,000円）	同		千円 1,250	円 138,867
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額 全額支給（限度額1ヵ月55,000円） 交通用具使用者 使用距離区分に応じ2,000円（片道2km以上）～最高24,500円	同		千円 1,311	円 65,538
管理職手当	課長・局長・室長・次長・事務長 支給率 12% 主幹 支給率 10%	同		千円 6,033	円 754,134

管理職特別勤務手当	課長・局長・室長・次長・事務長 支給額 12,000円 主幹 支給額 10,000円	同		千円 559	円 55,900
休日勤務手当	支給率 135/100	同		千円 2,283	円 67,154
宿日直手当	一般の宿日直 4,200円 医師の当直 20,000円	同		千円 11,733	円 325,911

5 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	715,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 840,000 円 / 444,000 円	
	助 役	(715,000 円) 535,000 円	705,000 円 / 416,500 円	
	収 入 役	(535,000 円) 520,000 円	603,000 円 / 410,000 円	
		(520,000 円)		
報 酬	議 長	292,000 円	395,000 円 / 140,000 円	
	副 議 長	(292,000 円) 243,000 円	310,000 円 / 105,600 円	
	議 員	(243,000 円) 225,000 円	290,000 円 / 89,600 円	
		(225,000 円)		
期 末 手 当	町 助 収 入 役 長 役 長 員	(平成18年度支給割合) 3.0 月分		
	議 副 議 長 員	(平成18年度支給割合) 3.0 月分		
退 職 手 当	町 助 収 入 役 長 役 長 員	(算定方式) 退職の日における給料月額×勤続期間 の月数(48月を超えるときは、48月)× 支給割合(長36.5/100、助役22/100、 収入役20.5/100)	(1期の手当額)	(支給時期) 退職した日から起算 して1月以内
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 18年度	千円 294,829	千円 64,972	千円 20,790	% 7.1	% 6.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円 6,971 (平成17年度)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 18年度	人 3	千円 12,436	千円 3,073	千円 5,281	千円 20,790	千円 6,930	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 19 年 3 月 3 1 日現在の人数である。

イ 特記事項 特になし

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
直 島 町	43.9 歳	364,800 円	563,686 円
団 体 平 均	44.8 歳	376,947 円	577,214 円
事 業 者	- 歳	- 円	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

直 島 町 (水道事業)	直 島 町 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(平成18年度) 17,603 千円	1人当たり平均支給額(平成18年度) 15,680 千円
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

直 島 町 （水道事業）			直 島 町 （一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額		- 千円	1人当たり平均支給額		527千円
		- 千円			26,739千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）	0 %		
手当の種類（手当数）	0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	1,710 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度）	570 千円
支給実績（平成17年度決算）	1,324 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度）	441 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 （平成18年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成18年度決算）
扶養手当	一般行政職に同じ	同		726 千円	242,000 円
住居手当	一般行政職に同じ	同		0 千円	0 円
通勤手当	一般行政職に同じ	同		0 千円	0 円
管理職手当	一般行政職に同じ	同		637 千円	637,056 円
管理職特別勤務手当	一般行政職に同じ	同		0 千円	0 円

職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第 24 条第 4 項、第 6 項）。

1 勤務時間（平成 18 年 4 月 1 日現在）

開始時刻	8 時 30 分
終了時刻	17 時 15 分
休憩時間	45 分 (12 時 15 分～13 時 00 分)
休息時間	計 30 分 (12 時 00 分～12 時 15 分) (15 時 00 分～15 時 15 分)
週休日	土曜日、日曜日
1 週間の正規の勤務時間	40 時間

(注) 1 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。（地方公務員の場合は、労働基準法第 34 条の規定により労働時間が 6 時間を超える場合に少なくとも 45 分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。）

2 休息時間は、一定時間の勤務を続けた場合の疲労を回復し公務能率の増進を図ることを目的として、おおむね 4 時間の連続する正規の勤務時間ごとに 15 分置かれ、正規の勤務時間に含まれる。

2 その他の勤務条件

(1) 休暇（平成 18 年 4 月 1 日現在）

休暇の種類	事由	期間	給料	
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年 20 日	有給	
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給	
		私傷病の場合 180 日		
特別休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄提供のための休暇	骨髄移植のための提供に伴う検査、入院をする場合	必要と認められる期間	有給
	結婚休暇	結婚する場合	連続する 5 日以内	有給
	産前休暇	6 週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間	有給
	子の看護のための休暇	小学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護をする場合	一の年において 5 日以内	有給
	父母の追悼のための休暇	父母の追悼のための特別な行事がある場合	1 日	有給
	夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合	一の年の 7 月から 9 月までの期間の連続する 3 日の範囲内の期間	有給
	妻の出産のための休暇	妻の出産に伴う場合	2 日の範囲内の期間	有給

休暇の種類	事由	期間	給料
男性職員の育児参加のための休暇	妻の出産の産前産後の期間で、小学校就学前の子の養育のための場合	5日の範囲内の期間	有給
親族の死亡による休暇	親族の死亡により、行事等がある場合	1日～7日の範囲内の期間	有給
官公署への出頭のための休暇	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
保健指導又は健康審査を受けるための休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康審査を受ける場合	その都度必要と認められる期間	有給
妊娠中の女性の通勤における休暇	妊娠中の女性の通勤において交通機関の混雑により母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内	有給
授乳を行うための休暇	生後1年に達しない子に授乳を行う場合	1日2回各30分以内の期間	有給
災害による住居の復旧作業等のための休暇	災害により住居が滅失、損壊し、その復旧作業等を行う場合	7日の範囲内の期間	有給
災害又は交通機関の事故等による休暇	災害又は交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間	有給
災害時の退勤困難による休暇	災害により退勤途中に身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	有給
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6月の期間内で必要と認められる期間	無給

(2) 育児休業制度(平成18年4月1日現在)

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給

職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、勤務実績がよくない場合、心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、心身の故障のため、長期の休養を要する場合、刑事事件に関し起訴された場合等とされています(地方公務員法第28条)。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるとされています(同法第29条)。

1 分限処分の状況（平成 18 年度）

内容	人数	事案の概要
休職等	0 人	

（注） 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況（平成 18 年度）

内容	人数	事案の概要
免職等	0 人	

（参考）

懲戒処分の公表基準の概要（平成 18 年 4 月 1 日現在）

公表対象	職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分すべて 職務に関連しない行為に係る懲戒処分については免職又は停職である処分
公表内容	事案の概要、処分量定、処分年月日及び被処分者の属性情報（所属、役職段階等）を個人が識別されない内容とすることを基本として公表
公表の例外	被害者及びその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等においては、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えない
公表時期	処分後速やかに公表。軽微な事案は、一定期間ごとに一括公表することも差し支えない
公表方法	記者クラブへの資料提供その他適宜の方法

（注） 公表対象、公表内容について、事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して別途の取扱いをすべき場合がある。

職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第 30 条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同 32 条）、信用失墜行為の禁止（同 33 条）、職務上知り得た秘密を守る義務（同 34 条）、職務に専念する義務（同 35 条）、政治的行為の制限（同 36 条）、争議行為等の禁止（同 37 条）、営利企業等の従事制限（同 38 条）などさまざまな制約が課されています。

営利企業等従事許可の状況（平成 18 年度）

内容	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	0 件
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	0 件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	0 件

職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第 39 条）。

また、任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければなりません（同法第 40 条第 1 項）。

1 職員の研修（平成 18 年度）

区分	派遣先等	対象者	修了者数
初任者研修	香川県自治研修所	新規採用職員	2 人
課長補佐研修	香川県自治研修所	課長補佐級	2 人
一般職員研修	香川県自治研修所	主任主事級	1 人
法制執務講座	香川県自治研修所	職員全員	5 人
自治体法務実践講座	香川県自治研修所	職員全員	1 人
クレーム対応講座	香川県自治研修所	職員全員	1 人

職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第 42 条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第 43 条第 1 項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川縣市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（財）香川縣市町村職員互助会、直島町職員同僚会に加入しています。平成 18 年度においては、直島町職員同僚会の見直しを行い、町からの補助金を廃止しました。

福利厚生の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区分	内容
職員の保健等に関すること	職員健康診断 平成 18 年度決算額 337,430 円
	・定期健康診断 平成 18 年度受診者数 30 人
	・人間ドック 平成 18 年度受診者数 28 人
	健康管理講習会
	職場の分煙対策など

区分	内容
香川縣市町村 職員共済組合	短期給付 公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 長期給付 退職共済年金、障害共済年金・一時金、遺族共済年金 福祉事業 保健事業（健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など）、宿泊事業（共済組合直営施設の利用助成）、貯金事業（普通貯金の受入れ）、貸付事業（普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など）
香川縣市町村 職員互助会	会員掛金 500 円/月 町負担金 平成 18 年度決算額 816,000 円 一人あたり 1,000 円/月 公費負担率 67% 補助金対象事業 人間ドック助成、ライフプラン助成など 掛金のみで実施する事業 給付事業（入学祝金、死亡一時金など）
直島町 職員同僚会	会員掛金 700 円～1,200 円/月 町補助金 平成 18 年度決算額 0 円 公費負担率 0% 掛金のみで実施する事業 給付事業（結婚祝金、災害見舞金など）

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第 45 条第 1 項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（平成 18 年度）

公務災害	通勤災害	計
0 件	0 件	0 件

3 措置要求・不服申立て

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第 46 条）懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは不服申立てをすることができます（同法第 49 条の 2 第 1 項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

なお、当町では地方公務員法第 7 条第 4 項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。

（ 1 ）勤務条件に関する措置の要求の状況

要求の内容	17年度末 継続件数	18年度内 要求件数	18年度内 処理件数	18年度末 継続件数
給 与	0 件	0 件	0 件	0 件
旅 費	0 件	0 件	0 件	0 件
勤務時間	0 件	0 件	0 件	0 件
休 暇	0 件	0 件	0 件	0 件
そ の 他	0 件	0 件	0 件	0 件
計	0 件	0 件	0 件	0 件

（ 2 ）不利益処分に関する不服申立ての状況

申立の内容	17年度末 継続件数	18年度内 申立件数	18年度内 処理件数	18年度末 継続件数
分 限 処 分	降 給	0 件	0 件	0 件
	降 任	0 件	0 件	0 件
	休 職	0 件	0 件	0 件
	免 職	0 件	0 件	0 件
懲 戒 処 分	戒 告	0 件	0 件	0 件
	減 給	0 件	0 件	0 件
	停 職	0 件	0 件	0 件
	免 職	0 件	0 件	0 件
そ の 他	0 件	0 件	0 件	0 件
計	0 件	0 件	0 件	0 件